

不作為の罪

栃木県医師会常任理事 田中昌宏

皆様、明けましておめでとう御座います。

昨年の 4 月に県医師会の常任理事に就任し、漸く 8 ヶ月が経過しました。栃木県の医療行政の実働部隊として県医の役割をこなす一方、本来の医師会員としてのあるべき諸問題の提起や実践に腐心している今日この頃です。限られた予算割り当ての中で男女共同参画、医師会共同利用施設、臨床検査精度管理、保険医療（副：三者会談・保険委員会、関東信越厚生局指導の立ち合い）、地域医療（副）などの分野を担当しています。

本年が、栃木県医師会および会員各位にとりまして停滞を脱却して発展の歳になりますよう祈念しております。

*

さて、皆様の記憶に残る薬害エイズ事件では、エイズウイルス（HIV）に汚染された非加熱血液製剤の回収指示などを怠ったとして、業務上過失致死罪に問われた元厚生省生物製剤課長（医師）に対し、最高裁は 2008 年 3 月 3 日に禁固 1 年、執行猶予 2 年とした 1, 2 審判決を確定いたしました。官僚一人の「不作為」が断罪され、最高裁で有罪が確定するのは本邦では初めての事例でした。特段の理由がなければ行政の継続性に沿って日常業務を消化する官僚にとっては驚愕の判決であったに違いありません。不作為であろうが公僕として国家、国民に甚大な被害をもたらせば、それ相応に法律に照らして断罪されるのが当然のことでありましょう。為すべき立場にありながら、為すべき事をしない罪、つまり「不作為の罪」は業務上過失傷害罪や業務上過失致死罪、または不作為殺人罪などのことです。その結果、第三者が被害や損害を被れば、刑事罰、社会的制裁、損害賠償などの経済的な制裁も科されます。死者が 500 人以上に及び社会に与えた影響が甚大な薬害エイズ事件は国民の注視の中、法務当局も無視はできない案件になっていったと考えられます。厚生省の薬事行政が一課長の方針で最終決定できるほど単純な仕組みではなく役所全体の慣習的犯罪と考えるのが妥当でしょうが、すべての責任を一課長に押しつけ「生け贄」として断罪させたのでしょうか。個人的には彼を不憫に思います。

義務を伴わない権利意識が罷り通る今日の日本に

は、「不作為の罪」は掃いて捨てるほど無数に転がっています。気を付けないと医療現場にも不作為の危うさは山積しています。医師として日常から、用心深く、丁寧な対応を心懸けることが大切でしょう。政治の世界でも最近の尖閣諸島中国漁船衝突問題における菅内閣の無責任極まりない一連の不手際は、不作為の大罪、その代表作といえます。「総理として、当然、為すべき立場にいなから、為すべき事を放棄し、姑息的な対応に終始し国益を損ねた」、これは将来に日本の国家、国民に対する「不作為の大罪」以外の何物でもありません！これは総理の資質の問題と言うよりは胆を据えて克己するか否かの心の在り方の問題といえます。総理を無能呼ばわりしても何も解決はしませんが、男の気概の片鱗すら持ち合わせないような人間が我が国の総理である事実を思うとき残念で仕方がありません。

*

中山素平。55 歳で日本興業銀行頭取、戦後の日本経済の難問を解決し「財界の鞍馬天狗」の異名をとった男です。「文藝春秋」の記事のなかで「中山素平は背広を着た鞍馬天狗である。・・・（中略）・・・経済界に危急存亡が伝えられると、必ず姿をあらわして問題を解決する。その間の動きが迅速果敢、神出鬼没、さらに問題を解決したあと、後ろも振り返らずに立ち去ってゆく姿はいよいよもって鞍馬天狗を彷彿とさせる。」と書かれている（城山三郎著「運を天に任すなんて」）。昭和の時代に偉い人物がいたようです。果たして難問山積、閉塞感が充満する平成の時代に鞍馬天狗は現れるのでしょうか？

この中山氏も記者の「部下として駄目な人間は？」の問いに対して、「有能無能は別として、不作為の人、逃げる人は駄目です」と答えています。

